

『銀行簿記精法』とMarshの銀行書との比較考察

—比較考察から見出せる邦訳者の貢献—

事業創造大学院大学講師 津村 怜花

要 旨

西川 [1982] 等や白坂 [2010b] では、『銀行簿記精法』にMarshの銀行書ないし簿記書の影響があると指摘されている。これを受け、本稿では、『銀行簿記精法』とMarshの銀行書等との比較考察から、両書の関係と『銀行簿記精法』の作成過程の整理を試みている。これにより、アメリカの国法銀行条例に倣った日本の銀行制度において、イギリス系の銀行実務の他、アメリカの銀行簿記の影響がみられることが明らかとなった。つまり、Marshの銀行書が『銀行簿記精法』の「凡例」で参照された可能性を肯定する結果が得られた。

また、本考察を通して西洋簿記導入期に、邦訳者がその理解のために加えた工夫を見出すことができた。当該『銀行簿記精法』も、Shandの講述やMarshの銀行書等、単に参考になる書籍を邦訳しただけのものではない。日本の国立銀行という新たなシステムに必要なものを取捨選択し、できる限り分かりやすく邦訳・解説するよう試みられていたことが明らかとなった。

キーワード

西洋簿記導入期, 国立銀行, A. A. Shand, 『銀行簿記精法』, Marshの銀行書

はじめに

わが国で最初に出版された複式簿記書は、1872（明治6）年12月に大蔵省より出版された『銀行簿記精法』である¹。これは、大蔵省紙幣寮に紙幣頭^{しへいのかみ}の書記官として雇われたA. A. Shandが講述した銀行業務および銀行簿記の内容を、大蔵省の官吏6名により邦訳・削除・加筆が加えて編集された、5分冊からなる銀行書である。『帳合之法』等他の明治初期の簿記書とは異なり、『銀行簿記精法』は特定の簿記書ないし銀行書を原著として邦訳したものではないが、西川 [1982] 等において、その参考となった簿記書があると主張されている。

まず、『銀行簿記精法』では、「誓詞ノ体裁」は「「キルハルト」氏著ス所ノ「プラクティカル、ティリーテース、オン、バンキング」^{銀行事務経 験論下云フ義}ト題セル書中第十四章「バンキングトキューメンツ」^{銀行簿 記ノ部ニ見ヘタリ}²」と記されている。つまり、J. W. Gilbartの銀行書³（*Practical Treatises on Banking*, London）を参照するように指示されているのである。こ

れにより、明らかにShandがGilbartの銀行書を参照していたことが分かる。また、このGilbartの銀行書は、その第12章において銀行で用いる帳簿や簿記処理がまとめられており、佐藤 [1970] では、『銀行簿記精法』と類似するとの指摘がある。しかし、津村 [2010a] において、Gilbartの銀行書は『銀行簿記精法』とは、帳簿名等でいくつかの類似点が指摘できるものの、これだけでは参考書として挙げることは難しいと結論付けている。

また、Shandが銀行学局の教科書として、C. Huttonの簿記書を指定したことから、『銀行簿記精法』にはHuttonの簿記書の影響があるとの見解もある。しかし、先行研究が指摘する共通点に関しては、いずれも反証の余地があることも、津村 [2010a] の考察において明らかにした。したがって、帳簿組織や帳簿の名称等の一部の類似点から、銀行簿記を教示する『銀行簿記精法』に商業簿記を教示するHuttonの簿記書が影響を与えたとは断定できない。

さらに、西川 [1982] 等は、1875, 76 (明治8, 9) 年に文部省から邦訳書が出版されたC. C. Marshの簿記書およびMarshの銀行書の会計帳簿の関係図や仕訳規則との類似が『銀行簿記精法』の「凡例」にみられることから、これらの影響を指摘している。この「凡例」は大蔵省官吏らがShandの講述に書き加えたとされる箇所であり、西洋簿記導入期における邦訳者の貢献を見出すためには重要な箇所といえる。しかし、これらの簿記書との考察は今まであまり行われていない。そのような中、白坂 [2010b] により、Marshの銀行書にある取引例示が『銀行簿記精法』に引用されたことが新たに報告された。

本稿では、この西川 [1982] 等と白坂 [2010b] の考察に再考を加えるとともに、『銀行簿記精法』の作成過程の整理を試みることを目的とする。

1 『銀行簿記精法』の考察

1.1 『銀行簿記精法』出版の背景

設立当初の明治政府は、江戸時代より続く通貨制度の混乱を解消し、産業の振興とその基礎となる金融の疎通を目指す経済政策の推進が急務であった。このため、1868 (明治元) 年には通貨制度を立て直す目的で貨幣司が、そして国内諸産業の管理および海外貿易を振興する目的で商法司が設けられた。さらに、翌年には商法司の後身として通商司を設置し、国内諸産業の管理および海外貿易の振興に努めていた。この通商司の監督の下、同年、商業貿易に必要な資金を供給する金融機関として、為替会社が全国8箇所に設立された。しかし、この為替会社はその目的を果たすことなく、横浜為替会社以外はわずか3年で解散する結果となった⁴。

この為替会社の失敗から、明治政府は堅固な組織の銀行を確立するため、法律の制定に動き出していた。当時の大蔵官僚首脳部にいた伊藤博文は、21人の随員とともに新興国家であるアメリカを視察した。この調査を基に、1872 (明治5) 年、アメリカの国法銀行条例 (National Bank Act) を範とした国立銀行条例および国立銀行成規が制定された⁵。これら条例に基づき、1873 (明治6) 年6月には東京に第一国立銀行が設立され、さらに

翌年までには横浜・大阪・新潟に国立銀行が設立された。特に、第一国立銀行は、有限責任の株主の共同出資より成る証券資本制度と株主総会により選出される重役制度を備えた、日本で最初の完全な株式会社であった⁶。

この第一国立銀行の経営につき、政府は簿記および銀行実務に長けた外国教師を招聘することを検討し、1872（明治5）年よりマーカントイル銀行（Chartered Mercantile Bank of India, London & China）の支配人であるShandを紙幣頭の書記官として雇い入れた。Shandは銀行員養成のため、紙幣寮の関係官吏の他、第一国立銀行の行員に銀行事務および銀行簿記法の講習を行った。この講述を整理増補して邦訳したものが、1873（明治6）年に刊行された『銀行簿記精法』および1877（明治10）年に刊行された『銀行大意』等であり、銀行学局等の教科書として用いられた⁷。

1.2 『銀行簿記精法』のわが国簿記書史における位置づけ

『銀行簿記精法』は、日本で最初の複式簿記の教科書であり、Shandの講述による銀行実務や簿記技術等を、紙幣寮に在籍する6名の官吏が邦訳・編集した簿記書である。出版は大蔵省であり、この書による簿記技術が国立銀行の実務に用いられたこと、また、日本で最初の商業教育機関と称される銀行学局の教科書として用いられたことから、広く後世へ影響を与えた簿記書と評価されている⁸。

先行研究では、『銀行簿記精法』を単なる簿記の教科書としてではなく、国立銀行の実務に即した応用簿記（Specialized or Applied Book-keeping）として捉えられている。また、同じ年に出版された『帳合之法』を比較対象とし、それぞれの影響を考察したものもみられる。当然、銀行簿記と商業簿記という違いから、それぞれの簿記技術が異なることが前提にあるため、単純な比較考察は難しい。しかし、これを考慮したうえで、邦訳語や帳簿様式、両書の後世への影響を比較することで、両書の貢献を見出そうと試みられている。この結果として、『銀行簿記精法』の邦訳者に慶應義塾出身者がいること、両書の解説等に互いの影響がみられること等が明らかにされている⁹。

また、『銀行簿記精法』は銀行学局の教科書として用いられたことから、『銀行簿記精法』に基づく簿記技術は国立銀行のみならず、多数の会社や商人の間に普及したとみられている。このため、その簿記技術が実務に根付いたという観点から、『銀行簿記精法』の後世への影響力は高く評価できる¹⁰。このように実務にその簿記技術が用いられた背景には、銀行学局等国立銀行設立に向け作られた教育機関における簿記教育があったことを忘れてはならない。

2 Marshの銀行書の考察

2.1 アメリカ簿記書史における位置づけ

Marshはアメリカ東部の簿記教師兼会計士の1人であった。アンティベラム期における

簿記の教科書の執筆者として、わが国最初の西洋簿記書である『帳合之法』の原著者、H. B. Bryant, H. D. Stratton, S. S. Packardらと並ぶ著名な人物である。また、T. Jonesとともにアメリカの簿記を伝統的な商人の簿記から新たな産業・企業経済に適した会計システムへと高めることに貢献した人物としても評価されている。特に、本稿で取り上げる銀行書*Theory of Bank Book-keeping and Joint Stock Accounts*は、大学レベルで一貫した会計課程をアメリカで最初に設置した、ペンシルヴェニア大学のワートン校の教科書として用いられた¹¹。このため、1856年の初版以降、1884年まで版を重ねている¹²。

また、Marshは当該銀行書の他、商業簿記の書籍（以後、Marshの簿記書）も執筆している。これが*A Course of Practice in Single-Entry Book-keeping*と*The Science of Double-Entry Book-keeping*の2冊である¹³。このうち、単式簿記の初版は1853年であり、複式簿記の初版は1830年とされる。特に、複式簿記は実務専門学校の教科書として用いられ、1830年から1886年にかけて、単式簿記も1853年から1876年にかけて、版を重ねている。また、これらの簿記書は日本以外でも1849年にはスペイン語版が出版されていることから、広く普及した簿記書といえる¹⁴。

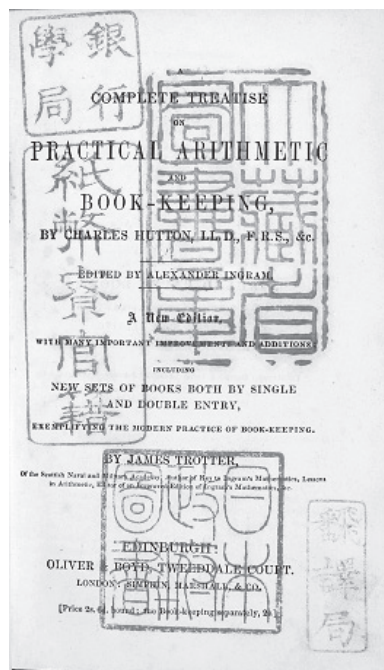
2.2 わが国とMarshの銀行書との関係

Marshの銀行書は、現在、多数の大学図書館および国立国会図書館、国立公文書館に所蔵されている。しかし、多くはリプリントであり、『銀行簿記精法』が出版された1872年以前に出版されたものは、あまりみられない。当時の大蔵省が所蔵していた図書を多数保管している国立公文書館には、1871年に出版されたものが1冊所蔵されている。もちろん、公文書館の所蔵がこの1冊であったからといって、当時の日本に当該書が1冊のみ輸入されたと指摘しているのではない。しかし、『銀行簿記精法』への影響を考察する史料としては、1872年以前に出版されたものの必要があり、これの入手ルートが重要となる。

少なくとも、西川 [1967b] では、銀行学局の記録にある洋書の中に、Marshの銀行書は該当がないと指摘されている¹⁵。このため、Shandが雇われていた大蔵省銀行学局にはMarshの銀行書が所蔵されていなかったということとなる。確かに、【図1】の通り、銀行学局でも教科書として用いられていたHuttonの簿記書は、国立公文書館の所蔵の中にも「銀行学局」あるいは「翻訳局」といった蔵書印が押されており、当時の大蔵省の中でも国立銀行設立に関係の深い部局で所蔵されていたことが明らかである。しかし、【図2】の通り、Marshの銀行書にはこれらの蔵書印は押されていない。Huttonの簿記書と同様に認められるのは、大蔵省および内閣記録局等の所蔵印である。以上のことから、未だ十分な検証結果ではないものの、少なくとも、国立公文書館等の所蔵記録から、Shandや大蔵省の官吏が当該銀行書を手許に置いていた可能性を提示することはできない。

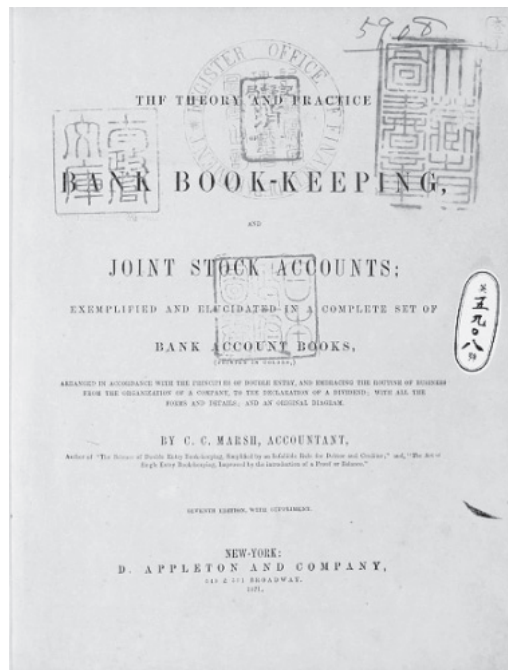
ただし、Marshの簿記書に関しては、1875, 76（明治8・9）年に中小学の教科書として文部省で邦訳されたことから、明治初期の日本に輸入された簿記書であることが明らかである。また、現在も1872年以前に出版されたものが国立国会図書館や一橋大学等の図

書館に所蔵されていることから、多数の簿記書が輸入されていたことが推察される。特に、Marshの仕訳規則にみられる伝統的な人的勘定理論に基づく説明は、Marshの簿記書が出版された当時のアメリカで、広く用いられていた解説方法である¹⁶。このように各勘定を擬人化して説明する方法が実際に中小学の教科書として広く普及していたこと¹⁷、また造幣寮の簿記伝習を担当したV. E. Bragaの講義ノートにも用いられているとされることから¹⁸、当時の日本の簿記教育に少なからず影響を与えたものと考えられる。

【図1】 Huttonの簿記書の蔵書印¹⁹

(所蔵：国立公文書館 E12660)

【図2】 Marshの銀行書（1871）の蔵書印



(所蔵：国立公文書館 E05908)

3 『銀行簿記精法』とMarshの銀行書との比較考察

3.1 先行研究のレビュー

先行研究において、すでに両書の類似点の指摘が見られる。まずは、先行研究の指摘を整理し、その後に本稿における考察結果を述べることにする。

3.1.1 西川 [1982] 等の指摘

西川 [1982] 等ではじめて、『銀行簿記精法』とMarshの銀行書およびMarshの簿記書との類似性が指摘されている。特に、西川 [1982] は、明治初期の簿記書および原著の収集結果として、簿記書の紹介とその著者・邦訳者の経歴等がまとめられている。その中の『銀行簿記精法』や『馬耳蘇氏記簿法』等の考察に際して、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』との関係が紐解かれている。『銀行簿記精法』とMarshの銀行書の類似点としては、仕訳規則や会計帳簿の関係図が取り上げられている。

まず、仕訳規則が記されているのは、『銀行簿記精法』の本文の前にある「凡例」の部分である。ここでは、序文に紙幣頭である芳川が「暹度ヲシテ銀行計算ノ簿冊書式ヲ草定セシメ其簡易ニ失スルモノハ之ヲ増補シ其煩冗ニ過ルモノハ之ヲ削正シ傍ラ他書ニ就テ凡例ヲ編入シ簿冊書式始テ完備スルコトヲ得タリ²⁰」と記している通り、紙幣寮に出仕していた小林、宇佐川、丹がShandの原案を補った部分である。西川 [1982] では、ここで示されている仕訳規則は六つあり、Marshの銀行書で提示されている仕訳規則七つのうちの三つに合致するという²¹。

これに加え、西川 [1967b] では、この仕訳規則の主張はMarshの銀行書ではなく簿記書（複式簿記）を挙げて説明されているように、両書は銀行簿記と商業簿記と異なる簿記技術を扱っているものの、仕訳規則に対してその類似が指摘されている。つまり、西川 [1982] と同様に、仕訳規則七つのうち三つがMarshの簿記書（複式簿記）と一致すると論じられている。また、Marshの簿記書（複式簿記）に該当しない『銀行簿記精法』の規則に関しては、執筆者が「借」「貸」という、耳慣れない言葉に対して、『帳合之法』で福澤が述べた説明を基に付け加えたものと考えられている²²。

ここで、西川 [1967b] と同 [1982] では、類似するとする比較対象がMarshの簿記書（複式簿記）とMarshの銀行書と異なっている。いずれも著者は同じであるが、その内容は商業簿記と銀行簿記とで異なる。このように主張に乖離が生じている中、会計帳簿の関係図の原図に関しては、西川 [1982] において、Marshの銀行書および簿記書（複式簿記）両方が指摘されている²³。

3.1.2 白坂 [2010b] の指摘

白坂 [2010b] は最新の考察であり、西川 [1982] に続き『銀行簿記精法』とMarshの銀行書を取り上げたものである。最たる特色は、白坂 [2010a] において、国立銀行制度の形成やその条例を丹念に調べた上で、『銀行簿記精法』と第一国立銀行の提出した決算書類との差異等に疑問を持ち、『銀行簿記精法』作成過程を考察している点である。

この白坂 [2010b] は、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』とを比較し、大きく分けると二つの区分から類似点を指摘している。まず一つ目は、『銀行簿記精法』の「凡例」とMarshの銀行書の類似点である。今一つは、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』の本文で説明されている諸帳面の一部が対応するとの指摘である。

白坂 [2010b] による指摘で注目すべきは、「凡例」における類似点である。白坂 [2010b] は、Marshの銀行書の仕訳規則三つが『銀行簿記精法』で採用されていると他、取引解説例七つも採用されているという指摘である。確かに、Marshの銀行書の第1, 2, 4, 6, 7, 8, 9例は、『銀行簿記精法』の第一～七例と取引内容および金額が一致している。さらに、省略されたMarshの銀行書の第3, 5, 10例は損益取引に関する内容であると指摘する。このため、『銀行簿記精法』の仕訳規則においても損益取引に関わるMarshの銀行書の第7原則は採用されなかったと分析されている²⁴。

3.2 比較考察

以上、先行研究の指摘をまとめてきた。本節では、Marshの銀行書および簿記書（複式簿記）と『銀行簿記精法』に関して各論点の比較考察を行い、先行研究の指摘に再考を加えることとする。

3.2.1 会計帳簿の関係図に関して

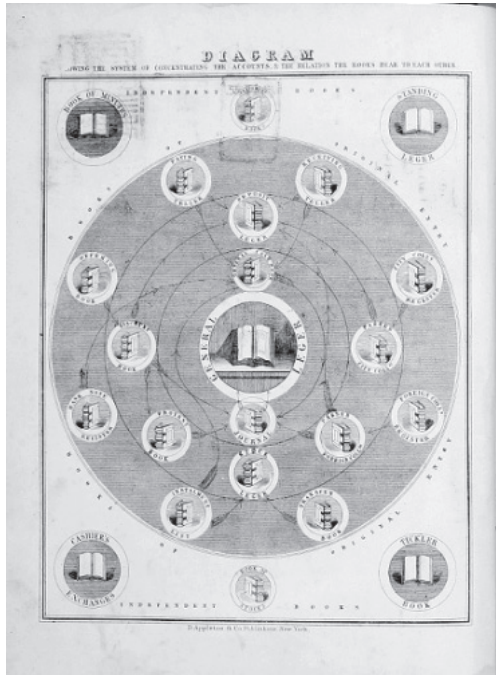
西川 [1982] 等では、Marshの銀行書やMarshの簿記書（複式簿記）で提示されている、帳簿間の取引関係図が『銀行簿記精法』に採用されているとのことであった。実際の会計帳簿の関係図は、【図3】から【図5】に示すとおりである。

まず、帳簿名を丸で囲み、同じ取引が記録される帳簿（振替先および転記先）を線で結ぶという点で、『銀行簿記精法』とMarshの銀行書、Marshの簿記書（複式簿記）の図の形式は類似する。また、中央に総勘定元帳を配置している点も共通する。しかし、Marshの簿記書（複式簿記）と『銀行簿記精法』は商業簿記と銀行簿記という違いから、必然的に図に挙げられる帳簿数も帳簿名も異なっている。また、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』を見比べた場合も、図に挙げられている帳簿数や帳簿名が異なっていることがわかる。共通する帳簿は、総勘定元帳や日記帳、発行紙幣記入帳等七つのみである。特に、銀行内をShandの実務経験やGilbartの銀行書に倣い、係毎に区分して解説した『銀行簿記精法』の特徴に合わせ、会計帳簿の関係図も係毎に区分けして記されている点においても、Marshの銀行書の図とは異なっている。

また、図に挙げられている大半の帳簿も配置も線の結び方も異なる。Marshの銀行書は、総勘定元帳を結ぶ矢印が日記帳のみであることから、この二つの帳簿が主要簿であることが分かる。これに対して『銀行簿記精法』では、総勘定元帳へは日記帳、日締帳、総勘定差引残高記入帳という三つの帳簿と赤い線が結ばれるとともに、青や黒の線によりさらにたくさんの帳簿とも線で結ばれている。『銀行簿記精法』の説明を考慮すると、赤線で主要簿を結んだものと考えられる。この点から、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』とは、その帳簿組織が異なるといえる。

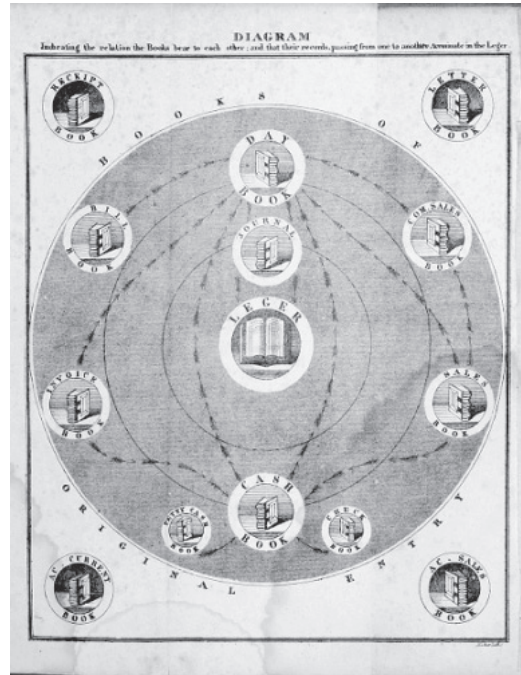
以上のことから、帳簿間の関係を一つの図にまとめているという点を取り上げて、Marshの簿記書（複式簿記）やMarshの銀行書を『銀行簿記精法』が模倣したとは断定しかねる。もし、Marshに倣って会計帳簿の関係図を作成したとしても、帳簿のみでも36種を数える『銀行簿記精法』の帳簿を、Shandの講述に沿って係毎に整理し一覧にまとめるために、「凡例」を担当した官吏らは相当の工夫を要したものと推察される。また、この図は、『銀行簿記精法』の複雑な帳簿組織、帳簿間の関係を把握するための一助となったものと考えられる。西洋簿記導入期において、官吏らの工夫の結果である当該図は、その理解の促進という点において十分評価できるものである。

【図3】 Marshの銀行書(1871)の会計帳簿の関係図



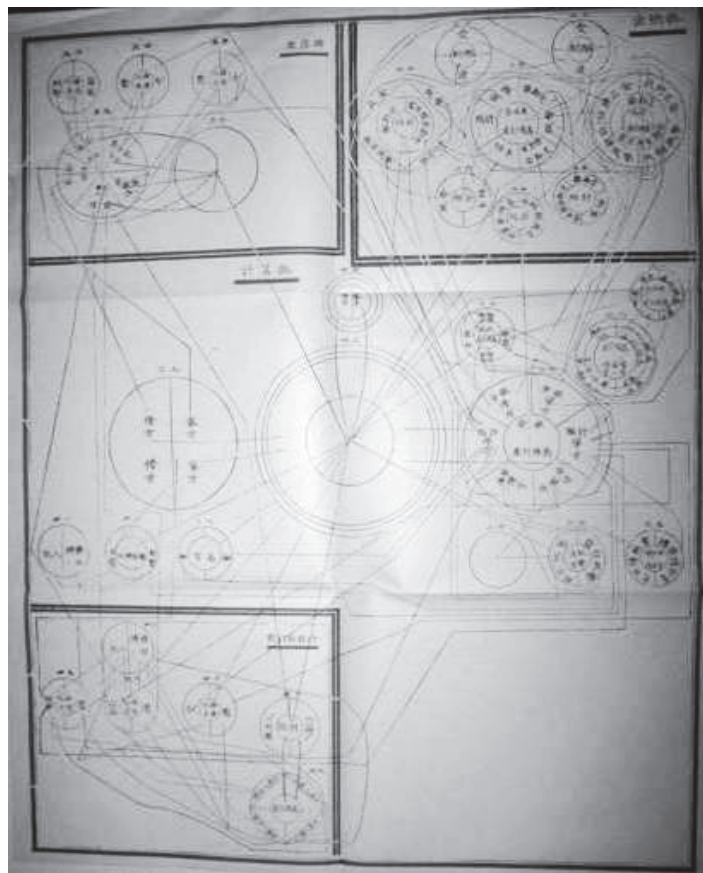
(所蔵：国立公文書館 E05908)

【図4】 Marshの簿記書(1879)の会計帳簿の関係図



(所蔵：国立公文書館 E07279)

【図5】『銀行簿記精法』の会計帳簿の関係図



(出所：雄松堂による復刻版 (著者撮影))

3.2.2 仕訳原則に関して

次に、仕訳原則の比較考察を行う。Marshの銀行書と簿記書（複式簿記）、『銀行簿記精法』の規則は以下の通りである。

Marshの銀行書

- 1st All that owe are not debtors – those alone that *owe us* are debtors.
- 2d All that are owed are not creditors – but those alone to whom *we owe* are creditors.
- 3d No transaction, in a mercantile sense, is of any value, unless it gives rise to a debtor or creditor.
- 4th Few transactions can occur without giving rise to a debtor and a creditor.
- 5th That the terms Dr. and Cr. extend in their application beyond persons and parties, and apply also to objects and causes.
- 6th The party to any transaction cannot owe without being owed; and cannot be owed without owing.
- 7th The sum of the values attached to the debtors, and that of those attached to the creditors, must equal or balance²⁵.

Marshの簿記書（複式簿記）

- 1st, All that owe are not debtors, those alone that *owe us* are debtors.
- 2d, All that are owed are not creditors, those alone that *we owe* are creditors.
- 3d, No transaction is of value that dose not give rise to a debtor or creditor.
- 4th, Values are measured in accounts by the common terms *dollars* and *cents*; as weight and quantity are measured by the terms pound, feet, yards, &c.
- 5th, The terms debtor (Dr.) and creditor (Cr.) extend in their application not only to persons and parties, but apply also to *objects* and *cause*.
- 6th, The party to any transaction cannot owe without being owed, and cannot be owed without owing.
- 7th, The sum of the values attached to the debtors, and that of the values attached to the creditors, must equal or balance at all times²⁶.

『銀行簿記精法』

- 第一 総テ負債スル者ヲ借方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負フ者ヲ借方トナス
- 第二 総テ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ニ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナス
- 第三 簿冊ノ持主タル者ヨリ負債スル者ハ人ト物ト事トヲ問ハス皆之ヲ借方ト云フ
- 第四 簿冊ノ持主タル者ニ債ヲ負ハシムル者ハ人ト物ト事トヲ論ゼズ皆之ヲ貸方ト云フ
- 第五 一度入テ返スコトナキ者ヲ亦借ト云フ
- 第六 一度出テ返スコトナキ者ヲ亦貸ト云フ²⁷

まず、西川 [1967b] および同 [1982] で指摘されているMarshの簿記書（複式簿記）とMarshの銀行書の仕訳規則であるが、両者は完全に一致するものではない。両書共に第1～第7まで七つの規則が示されているのは同じであるが、少し言葉が置き換えられている。特に、第4規則は銀行書と簿記書で大きく異なる。どちらにしても、第3規則を補足する規則と捉えることができる。このような規則の違いが生じた理由としては、①商業簿

記を扱うか銀行簿記を扱うかという違いによるもの、あるいは②初版の出版年は簿記書が1830年、銀行書が1856年であり²⁸、後から出版された銀行書ではさらに改良されたため、と考えられる。

また、『銀行簿記精法』の仕訳規則と見比べた際に分かることは、西川 [1967b] および同 [1982]、白坂 [2010b] が指摘する通り、Marshの銀行書およびMarshの簿記書（複式簿記）の第1, 2, 5規則と『銀行簿記精法』の第一～四規則が類似することは明らかである。しかし、類似する第1, 2, 5規則は、単純な擬人説に基づく貸借分類の説明である。久野 [1985] によると、Marshと同様に“Whoever and Whatever owes us (we owe) is debter (creditor)”という説明がJohn Shepardの簿記書*The Science of Double-Entry Book-keeping*, 1840にもみられるという。このように、19世紀前半頃に出版されたアメリカ簿記書は、全般的に伝統的なイギリス流の人的勘定理論または擬人化に基づく受渡説による説明が多いとされる²⁹。

つまり、Marshの仕訳原則や勘定理論と同様の解説を行う簿記書は、多数存在するものと解釈できる。特に久野 [1985] で指摘されている“Whoever and Whatever owes us (we owe) is debter (creditor)”という勘定理論の説明からは、『銀行簿記精法』の「凡例」にある仕訳原則の第一～第四を導き出すことが可能である。また、当時の銀行学局にはMarshの書籍を有していた記録は確認できていない³⁰。このため、仕訳規則の一部が一致するという点のみでは、『銀行簿記精法』とMarshの銀行書あるいは簿記書（複式簿記）との繋がりを肯定する史料にはなり得ない。

3.2.3 取引例示に関して

続いて、Marshの銀行書と『銀行簿記精法』の取引例示を、その取引の説明のみ示すと以下の通りである。

Marshの銀行書

- Example1. Suppose fifty persons associate themselves, some contributing more and some less, and form a Joint Stock Company, with a capital of \$100,000, and that the sum is paid in. What are the debtors and creditors that arise in consequence?
- Example2. Suppose the President of the Company to purchase a piece of Real Estate, and pay for the same in Cash. What debtors and Creditors result?
- Example3. Let us suppose the Company to make certain improvements on its property to the amount of \$1,000, and to pay for the same in Cash. What debtors and creditors result?
- Example4. Let us suppose the Company to invest a part of its capital in Government Stocks, with a view to deposit the same as security for their circulating notes. What debtors and creditors result from this operation?
- Example5. Let us suppose that the Company pays for a set of Bill plates. What debtors and creditors result?
- Example6. Let us suppose a case of an amount of \$5,000 being received by the Company on deposit. What debtors and creditors result from this transaction?

- Example7. Let us suppose the Cashier to have filled up and signed Bank Bills, intended to be paid out as money, to the amount of \$20,000, and that he places the same with the Cash funds of the Bank, or passes it to the custody of the Paying Teller. What debtors and Creditors arise from these premises?
- Example8. Let us suppose that Mr. May offers for discount the note of Mr. June for \$2,000, that the note is accepted, and the discount being taken from the sum of the note, the proceeds or balance becomes subject to Mr. May's checks or drafts. What debtors and creditors arise from this operation?
- Example9. Let us suppose that the time for which the Note of Mr. June was drawn, has elapsed, and that the sum of the Note has been paid. What debtors and creditors result from this? What owes to us, and to what do we owe?
- Example10. Let us suppose that the Company has received a quarter's interest from the Stocks which it holds. What debtors and creditors arise ?³¹

『銀行簿記精法』

- 第一例 三月一日ニ五十人ノ株主各多少ノ金額ヲ出シ都合十万円ノ元金ヲ以テ併資銀行ノ創立ニ取懸リ而メ基金額モ既ニ総入金済ミニナリタリ是ニ於テ生スル借方ト貸方ト如何ン
- 第二例 同二日銀行ノ頭取地所ヲ買入レ其代金ヲ正金ニテ払フタリト云是ニ於テ生シタル借方ト貸方ト如何ン
- 第三例 三月四日ニ銀行ニ於テ通用紙幣ノ抵当トシテ公債証書ヲ政府へ上納センガ為メ元金ノ一部ヲ以テ之ヲ買入レタリ是ニ於テ銀行ノ借方ト貸方ト如何ン
- 第四例 三月六日五千元ヲ銀行へ預クル者アリテ之ヲ受取りタリ是レニ由テ生スル所ノ借方ト貸方ト如何ン
- 第五例 銀行ノ出納重役ハ新ニ二万円丈ケノ銀行紙幣ヲ発行セン為メ印信ヲ鈴シテ之ヲ仕払方ノ手ニ渡シタリ是ヨリ起ル所ノ借方ト貸方ト如何ン
- 第六例 三月八日大黒屋福助ヨリ恵比寿屋鯛助ヲ差シテ振出スベキ二千円ノ手形アリ福助ハ鯛助ヨリ其手形ノ金額ヲ請取ルヘキ仕払ノ期日ヲ待タズ之ヲ銀行ニ持参シ割引トナサンコトヲ乞ヒタリ銀行ハ之ヲ承許シテ其手形ノ金額二千円ヨリ割引ノ高二十一円ヲ引去リ残金額ヲ福助ノ預金勘定ニ入レタルガユヘ福助ハ何時ニテモ此金額丈ハ切手ニテモ又ハ銀行手形ニテモ銀行ヨリ引出スハ勝手タルベシ 右ノ勘定ニ付キ借方ト貸方ト如何ナルヤ
- 第七例 仮令ハ右手形ノ仕払期日到来シテ恵比寿屋鯛助ヨリ其金額払済ミニナリタリ然ルゴトキニハ借方ト貸方ト如何ン³²

確かに、白坂 [2010b] の指摘通り、Marshの銀行書の序文にある取引例示10例のうち7例が、『銀行簿記精法』の「凡例」で金額および内容そのままに採用されていることが分かる。具体的には、株式会社の創設に当たり必要な資金集めや不動産の購入、国債（公債証書）の取得、預金の受入、紙幣の発行、手形の割引、手形代金の徴収である。いずれも、銀行運営上不可欠かつ基本的な取引例示といえる。

一方、『銀行簿記精法』では採用されなかった3例は、不動産の改良、証書プレート（a set of Bill plates）の支払、国債（公債証書）利息の受取である。なぜ、この3例は採用されなかったのか。採用された7例と比べ、当該取引は日本で初めて西洋式の国立銀行を運営する上で、適合しないとみなされたからではなかろうか。

まず、『銀行簿記精法』出版以前の1873（明治6）年までには、三井、小野組による第一国立銀行と大分・長崎・鹿児島商人および士族による第五国立銀行の2行が、太政官札の整理と新紙幣発行の目的で設立されていた。未だ多くの商人に銀行は認知されておらず、もっぱら三井・小野組が各々自分の組の銀行を利用する程度であり、多くの商人は江戸時代から続く両替商や質屋等の銀行類似会社が金融の中心であったとされる³³。

このような中、特に政府が国立銀行に期待した業務は、産業の振興を担う金融業務の推進と通貨の整理である。為替会社の失敗という経験から、国立銀行の目的を一早く実現させるためには、法律と共に主要な銀行業務を西洋的に整備する必要があった。このため、銀行家Shandの講述に基づく『銀行簿記精法』は、重要な銀行運営マニュアルの一つであったはずである。このように考えると、当時の国立銀行に必要な実務は、銀行の設立、発券業務、民間からの預金・為替業務に絞られる。この範囲にはない国債（公債証書）利息の受取³⁴や、証書プレートの支払、建物の改良費用といった解説は削除されたのではなかろうか。

特に、国立銀行の建物はかねてから三井組が建設していた建物を本店にあて、建築に要した実費以上の金額で第一国立銀行が買収していたこと、神戸・大阪・横浜の支店はしばらく仮店として営業する計画をたてていたこと³⁵等からは、国立銀行の開設費用が相当なものとなっていたことが伺える。また、第一国立銀行をみても、三井・小野組以外からの出資はなかなか集まらず、結局当初1万株を公募したものの4,408株しか引き受けられなかった³⁶。このように国立銀行自体が資本金不足の状況下では、さらなる支出要素である建物の改良費用の支出などは不必要な例示であり、意図的に削除する対象となったものとも考えられる。

おわりに

以上のように、先行研究で主に取り上げられていた『銀行簿記精法』とMarshの銀行書および簿記書との比較考察を行った。この結果、西川〔1982〕等の主張するMarshの銀行書および簿記書と『銀行簿記精法』との関係を、会計帳簿の関係図や仕訳規則から導きだそうとする見解は肯定できない。少なからず、アメリカ簿記書史の観点から仕訳規則を、帳簿組織の観点から会計帳簿の関係図を、それぞれ直接結びつけられるものではないことが主張できる。

しかし、取引例示においては、白坂〔2010b〕の指摘どおりMarshの銀行書と相当の一致が見られた。これにより、従来の西川〔1982〕等で指摘されていた会計帳簿の関係図や仕訳規則の一致という点のみでは、裏付けることが難しかったMarshの銀行書と『銀行簿記精法』との関係を肯定し得る要素を見出すことができたといえる。すべての取引例示が採用されているわけではないが、大半の取引例示がその内容と金額そのままに用いられているという点は、単なる偶然の一致ではなく、Marshの銀行書を参考に『銀行簿記精法』

の「凡例」が作成されたものと考えられる。

また、この取引例示を再考することで、新たな発見をすることもできた。それは、『銀行簿記精法』で採用されなかった取引例示三つは、当時の大蔵省の銀行政策の状況から、その理由を見出すことができるという点である。つまり、少しでも早く国立銀行というシステムを整備し、定着させなければならない状況においては、銀行業務として必要不可欠な業務をマニュアル化し、実施していくことが第一となる。直接関係しない、銀行の建物の改良や国立銀行自身が国債（公債証書）から受け取る利息等は省かれたとみるのが妥当といえる。実際に、『銀行簿記精法』の本文では、日々の銀行業務や書類、そして帳簿が解説されていることから、三つの取引例示の省略は当然のことと考えられる。

さらに、『銀行簿記精法』では、必要不可欠な銀行業務に限った内容にしぼり、簡潔に仕訳規則や記帳例示を挙げるに留めることで、早期に出版することが可能となったとも指摘できる。アメリカの国法銀行条例に倣いながらも、イギリス系銀行に勤めていたShandを雇い入れ、わが国の事情に沿う銀行システムと実務指針を作りあげなければならなかった。Shandの雇い入れから『銀行簿記精法』の出版まで要した期間は1年2ヶ月である。単なる洋書の邦訳ではなく、また西洋簿記や株式会社という会社形態の知識を十分に持ち得ていなかった明治初期を鑑みると、1年2ヶ月は短い時間といわざるを得ない。

この間に、Shandの講述を踏まえ、他の簿記書からも学び、『銀行簿記精法』に沿った会計帳簿の関係図を作成すること等は容易なことではなかっただろう。また、『銀行簿記精法』の本文のみでは、銀行業務と各種帳簿の説明と例示に終始する。このため、複式簿記のルールでもある貸借仕訳の規則や、主要な銀行業務の取引例示を示した「凡例」は、銀行業務を学ぶ者にとってその理解を大いに助けるものとなったことは想像に難くない。本考察を通して、改めて西洋簿記導入期に邦訳者が単なる「邦訳」に従事していたのではなく、より日本人に分かりやすい解説に努めていたことが明らかとなった。

最後に、本稿の考察結果から、「凡例」の内容が『銀行簿記精法』の本文にいかなる影響を与えたのか、本文に対しても「凡例」と同様に邦訳者の工夫がみられるのか、といった新たな問題意識が導き出される。これに関しては、邦訳原稿である『銀行諸帳面手続書』と『銀行簿記精法』との比較考察、また「凡例」と『銀行簿記精法』本文との考察を行う必要がある。この問題点の考察は、今後の検討課題としたい。

【注】

¹ わが国で最初に出版された西洋簿記書は、1872（明治6）年6月に出版された、福澤諭吉訳『帳合之法』の巻之一・二（単式簿記）である。これに続き同年10月には、加藤斌訳『商家必用』（単式簿記）が出版されている。このため、『銀行簿記精法』はわが国では3番目に出版された西洋簿記書といえる。

² Shand講述・大蔵省訳 [1872] 巻之一、1丁裏。

当時の言葉を引用するに当たり、漢字は常用漢字および人名用漢字に、合略仮名は片仮名に改めている。

- ³ 当時のイギリスの銀行実務を銀行毎にまとめたものであり、数少ない当時の銀行書の一つである。これに関しては、西川 [1982] 99頁も参照されたい。
- ⁴ 朝倉 [1961] 33-38頁；片野 [1956] 3頁；金融経済研究所編 [1966] 3頁。
この為替会社の設立目的は二つあった。一つは通商会社に必要な資金を融通し、民間の融通を便利にすることである。いま一つは幕末において混乱した貨幣を整理し、明治政府が乱発した太政官札等による弊害を除去することである。この目的のもと為替会社を設立することにより、通貨・金融体制を改革し、商工業の活動を振興することが明治政府の狙いであった。しかし、両替商の習慣に西洋の組織形態を合わせた会社制度において、両者の調和を得ることが難しかったということ、法整備が不十分であったこと等の理由から、その目的が果たされることはなかった（朝倉 [1961] 33-38頁；土屋 [1966] 18-24頁）。
- ⁵ 政府内では、伊藤博文の推奨するアメリカの制度（ナショナル・バンク）を範とする案とイギリスの制度（ゴールド・バンク）を範とする案に分かれ、論争となった。まず、アメリカは紙幣制度に長けるが、南北戦争後に見直されたばかりの銀行の組織という面においては不完全であると評価されていた。しかし、この新たな銀行組織により、当時のアメリカは政府発行の不換紙幣（Greenbacks）を整理し、インフレーションの収束に成功している。これは当時の日本の情勢と類似していたため、アメリカを範として国立銀行条例等が制定された。しかし、これ等の条例の制定に際しては、イギリス系銀行である東洋銀行（Oriental Bank Corporation）のJ. Robertsonに意見を求めている。この東洋銀行およびRobertsonと明治政府の関わりは深く、通貨、金融、財政政策に大きな影響を与えたとされる。このため、国立銀行条例はアメリカ国法銀行のみならず、イギリスの銀行実務の影響をも受けている（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 63-65頁；立脇 [2004] 6-8頁；土屋 [1966] 27-30頁；明治財政史編纂会 [1905] 27-28頁）。
- ⁶ 菅野 [1930] 234-241頁；土屋 [1966] 26-33頁。
- ⁷ 片野 [1977] 5-6頁；重井 [1953] 84-85頁；土屋 [1966] 49-50頁。
当時の日本は金融機関をはじめ、どの事業においても会計組織は大福帳を用いた会計手続きが行われており、新時代に適合する秩序の方法による統一会計制度を樹立する事が望まれていた。国立銀行条例の第十二条、十三条、十七条に、国立銀行成規では「国立銀行報告ノ事」および「銀行諸簿冊ノ事」という箇所において、新たな会計制度の基礎を成す規定が設けられている。これ等には、株式会社たる国立銀行の運営および株主保護のため、簿記、財務諸表、監査を制定し、活用する旨が示されている（片野 [1956] 9-14頁；同 [1977] 1-5頁）。
- ⁸ 例えば、黒澤 [1990]、西川 [1971] 等を参照されたい。
- ⁹ 詳しくは、黒澤 [1990] や西川 [1982] 等を参照されたい。
- ¹⁰ 詳しくは、津村 [2010b] を参照されたい。
- ¹¹ Lockwood [1938] pp. 132, 135 ; Previts and Merino [1979] p. 105 (大野他訳 [1983] 112-113頁) ; Previts and Merino [1988] pp. 75, 78-80.
- ¹² Bentley et. al. [1934] pp. 38-39.
- ¹³ 文部省編輯局 [1881] 17頁；文部省編輯局 [1884] 18頁。
- ¹⁴ Bentley et. al. [1934] pp. 16-17, 37 ; Lockwood [1938] p. 133 ; 久野 [1985] 182, 253-254頁。
- ¹⁵ 西川 [1967b] 2頁。
- ¹⁶ 久野 [1985] 231頁。
- ¹⁷ 詳しくは、津村 [2010a] を参照されたい。
- ¹⁸ 西川 [1982] 55, 111頁
- ¹⁹ 【図1】のMarshの蔵書印に認められる内閣記録局の蔵書印は、史料として挙げたHuttonの蔵書印の写真の頁より1枚前の頁（表紙裏）に押されている。しかし、紙面の制約上、本稿ではこの写真は掲載していない。
- ²⁰ Shand講述・大蔵省訳 [1872] 卷之一、「序」2丁。
- ²¹ 西川 [1982] 26頁。
尚、この「凡例」においてはMarshの仕訳規則の他、借方・貸方の考え方については福澤諭吉が『帳合之法』で付け加えた福澤自身の解説を引用していることが明らかとなっている。

- ²² 西川 [1967b] 2-3頁；同 [1982] 54-55頁。
- ²³ 西川 [1982] 97頁。
- ²⁴ 白坂 [2010b] 4-9頁。
- ²⁵ Marsh [1978] p. 2.
- ²⁶ Marsh [1871] p. 2.
- ²⁷ Shand著・大蔵省訳 [1873] 卷之一, 「凡例」5丁裏-6丁表。
- ²⁸ Bentley et. al. [1934] pp. 37-39.
- ²⁹ 久野 [1985] 231頁。
- ³⁰ Gilbartの銀行書およびHuttonの簿記書以外で、銀行学局の記録か等書名が分かる簿記書が4冊あるとされるが、これにMarshの簿記書は含まれていない。また、書名が分かる4冊の簿記書と貸借分類の原則に一致は見られないとされる（西川 [1967b] 2-3頁）。
- ³¹ Marsh [1978] pp. 11-14.
- ³² Shand著・大蔵省訳 [1873] 卷之一, 「凡例」7丁裏-13丁表。
- ³³ 朝倉 [1961] 38-39頁。
- ³⁴ 国立銀行の設立のため、1873（明治6）年には政府紙幣の整理を目的とした金札引換公債証書条例が公布された。これにより、国立銀行の設立の際には資本金の6割を政府紙幣で明治政府に納め、明治政府より同額の6%の利子付金札引換公債証書が交付され、銀行券発行の抵当とされた。また、国立銀行は残り4割の資本金は本位金貨として積み立て、紙幣兌換準備に用いる正貨兌換の義務を負っていた（朝倉 [1961] 74頁；寺西 [1982] 34-35頁）。
- ³⁵ 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 136-137, 286頁。
- ³⁶ 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 89-90頁。

【引用文献】

- 1 朝倉孝吉 [1961] 『明治前期日本金融構造史』岩波書店。
- 2 片野一郎 [1956] 『日本・銀行簿記精説』中央経済社。
- 3 片野一郎 [1977] 『日本・銀行会計制度史』同文館出版。
- 4 管野和太郎 [1930] 「国立銀行」本庄栄次郎編『明治維新経済史研究』, 303-358頁, 改造社。
- 5 金融経済研究所編 [1966] 『金融経済研究所叢書8 日本の銀行制度確立史—日本金融市場発達史Ⅱ—』東洋経済新報社。
- 6 加藤 斌訳 [1873-1877] 『商家必用』（雄松堂による復刻版（1979）を使用）。
- 7 久野光朗 [1985] 『アメリカ簿記史—アメリカ会計史序説—』同文館出版。
- 8 黒澤 清 [1990] 『日本会計制度発展史』財経詳報社。
- 9 佐藤千代子 [1970] 「シャンド式簿記の基礎となったギルバート銀行書の研究」『商学集志』（日本大学）, 第39巻第4号, 99-114頁。
- 10 重井与吉 [1953] 「日本金融界の恩人・アラン・シャンドの一生」『バンキング』（産業経済社）, 第63号, 83-91頁。
- 11 白坂 亨 [2010a] 「わが国における財務諸表生成に関する一考察—『銀行簿記精法』と国立銀行の諸規則との関連性について—」『経営論集』（大東文化大学）, 第19号, 47-81頁。
- 12 白坂 亨 [2010b] 「『銀行簿記精法』の成立過程における問題点に関する一考察」, 日本会計史学会第29回全国大会報告資料。
- 13 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 『第一銀行史』上巻, 第一銀行。
- 14 立脇和夫 [2004] 『在日外銀140年の興亡 外国銀行と日本』蒼天社出版。
- 15 土屋喬雄 [1966] 『シャンド—わが国銀行史上の教師—』東洋経済新報社。
- 16 津村怜花 [2010a] 「明治初期の西洋簿記導入過程の研究」博士学位請求論文（神戸大学）。
- 17 津村怜花 [2010b] 「『馬耳蘇氏記簿法』および『馬耳蘇氏複式記簿法』に関する一考察」『日本簿記学会年報』, 第25号, 49-57頁。
- 18 寺西重郎 [1982] 『日本の経済発展と金融』岩波書店。

- 19 西川孝治郎 [1967a] 「シャンド原著「銀行簿記精法」」『商学集志』（日本大学），第37巻第1号，1-14頁。
- 20 西川孝治郎 [1967b] 「シャンド原著「銀行簿記精法」(2) —現金仕訳法の成立事情」『商学集志』（日本大学），第37巻第2号，1-14頁。
- 21 西川孝治郎 [1971] 『日本簿記史談』同文館出版。
- 22 西川孝治郎 [1982] 『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂書店。
- 23 福澤諭吉訳 [1872] 『帳合之法』慶應義塾（雄松堂による復刻版（1979）を使用）。
- 24 明治財政史編纂会 [1905] 『明治財政史』第13巻（銀行），丸善株式会社。
- 25 文部省編輯局 [1881] 『文部省出版書目』文部省編輯局。
- 26 文部省編輯局 [1884] 『文部省出版書目』文部省編輯局。
- 27 Bentley, H. C. and Leonard, R. S. [1934] *Bibliography of Works on Accounting by American Authors*, Vol.1, Boston.
- 28 Gilbart, J. W. [1856] *A Practical Treatise on Banking*, Vols. 1, 6th ed., London.
- 29 Lockwood, J. [1938] "Early University Education in Accountancy," *The Accounting Review*, Vol. 13 No. 2, pp. 131-144.
- 30 Marsh, C. C. [1866] *The Science of Double-Entry Book-keeping, Simplified by the Application of an Infallible Rule for Journalizing, ...*, New York（小林儀秀訳 [1876] 『馬耳蘇氏複式記簿法』上・中・下巻，文部省）。
- 31 Marsh, C. C. [1871] *A Course of Practice in Single-Entry Book-keeping, Improved by a Proof or Balance, and Applied to Partnership Business, ...*, New York（小林儀秀訳 [1875] 『馬耳蘇氏記簿法』第一・二巻，文部省）。
- 32 Marsh, C. C. [1978] *The Theory and Practice of Bank Book-keeping and Joint Stock Accounts*, New York.
- 33 Previts, G. J. and Merino, B. D. [1979] *A History of Accounting in America; An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting*, New York（大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和・中島朝彦訳 [1983] 『プレヴィッツ＝メリノ アメリカ会計史』同文館出版）。
- 34 Previts, G. J. and Merino, B. D. [1998] *A History of Accountancy in the United State; The Cultural Significance of Accounting*, Ohio.
- 35 Shand, A. A. 講述・大蔵省訳 [未刊] 『銀行諸帳面取扱手続書』（雄松堂による復刻版（1981）を使用）。
- 36 Shand, A. A. 講述・大蔵省訳 [1872] 『銀行簿記精法』大蔵省（雄松堂による復刻版（1979）を使用）。
- 37 Shand, A. A. 講述・加藤濟閔・藤田静・田中元三郎訳 [1877] 『銀行大意』大蔵省。

【史料】

- Marsh, C. C. *The Theory and Practice of Bank Book-keeping and Joint Stock Accounts*, New York, 1871（国立公文書館所蔵（E05908））。
- Marsh, C. C. *A Course of Practice in Single-Entry Book-keeping, Improved by a Proof or Balance, and Applied to Partnership Business, ...*, New York, 1879（国立公文書館所蔵（E07279））。
- Hutton, C. *A Complete Treatise on Practical Arithmetic & Book-keeping*, Edinburgh（国立公文書館所蔵（E12660））。